

# 糸島市立伊都文化会館 指定管理者募集要項

糸島市立伊都文化会館（以下「会館」という。）について、市は平成18年度より指定管理者制度を導入していますが、現指定管理期間が本年度で終了するため、次期指定管理者について、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

## 第1章 募集の概要

### 1 施設の概要

- (1) 名称 糸島市立伊都文化会館
- (2) 所在地 糸島市前原東二丁目2番7号
- (3) 建築年度 昭和61年
- (4) 規模 敷地面積：17,790.00㎡  
延床面積：5,398.26㎡  
建築面積：3,397.26㎡
- (5) 構造 鉄筋コンクリート造 地上4階
- (6) 施設内容 1階：ホール、研修室、その他  
2階：ホール、研修室、多目的ルーム  
3階：ホール  
4階：ホール
- (7) 利用状況等（平成29年度実績）
  - ① ホール棟 利用回数 242回 利用人数 52,688人
  - ② 研修棟 利用回数 1,730回 利用人数 35,460人
  - ③ 多目的ルーム 利用回数 107回 利用人数 9,999人
  - ④ 全体 運営日数308日 1日平均使用者延人数319人

### 2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間。ただし、糸島市立伊都文化会館条例で規定されているとおり、期間途中であっても指定を取り消す場合があります。

### 3 指定管理者の募集及び選定スケジュール

指定管理者の募集及び選定については、次のスケジュールを予定しています。

- ①現地説明会の開催（応募書類の配布） 平成30年9月26日（水）
- ②応募書類の受付 10月3日（水）～10月10日（水）

③一次審査及び二次審査の実施	10月中旬 ～11月上旬
④指定管理者の候補者の選定結果	11月上旬
⑤指定管理者の指定及び協定締結	12月下旬

## 第2章 応募に関する事項

### 1 応募資格

#### (1) 応募資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）若しくは複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で、文部科学省が定める文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）の運営実績があり、かつ舞台運営を履行できるもの。個人での応募は、できません。

#### (2) グループによる応募

別紙「糸島市立伊都文化会館指定管理者の仕様書」に規定する指定管理者の業務について、単独の団体で担えない場合は、グループで応募することができます。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。

#### (3) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するもの

イ 次に掲げる税金を団体又は代表者が滞納している場合

- ①所得税
- ②法人税
- ③消費税及び地方消費税
- ④本市市税

ウ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の違法行為を行うおそれがあるもの

エ 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認知された日から2年を経過しないもの

オ 本市の市長、副市長、教育長、市議会議員及び会館に係る指定管理者選定委員会の委員が経営又は運営に直接関与している団体

カ その他指定管理者として、社会通念上ふさわしくないもの

### 2 注意事項

#### (1) 重複応募の禁止

応募1団体（グループ）につき、応募は1件とします。

## (2) 接触の禁止

選定委員及び募集関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。もし、接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。ただし、担当課職員に対しての質問等は除きます。

## (3) 応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

## (4) 応募の失格及び無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。また、応募書類の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合は、応募は無効となります。

## (5) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

なお、団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。ただし、応募書類については、糸島市情報公開条例の対象となるため、指定管理者の選定後、事業計画書の内容を公表する場合やその他市長が必要と認める場合には、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

## (6) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退をする場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

## (7) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります、その取扱い等については、応募書類に準じるものとします。

## (8) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募団体の負担とします。

## (9) 提供資料の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請以外の目的で使用することを禁止します。

## 第3章 募集に関する事項

### 1 指定管理者の募集手続き

#### (1) 募集要項及び応募書類の配布

配布時期 平成30年9月3日（月）から10月10日（水）まで（開庁日のみ）

配布時間 9時から17時まで（12時から13時を除く）

配布場所 糸島市教育部文化課（糸島市役所新館6階）

（担当課） 〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号

電話：092-332-2093（直通） FAX：092-321-0920

※市の公式ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.itoshima.lg.jp/s033/020/20180810084530.html>

#### (2) 現地説明会の開催

募集要項に関する説明会を次のとおり開催します。参加申込書に必要事項を記入のうえ、FAX、メールのいずれかでお申込ください。

なお、この説明会を除き、施設の内覧依頼には応じられません。また、お問い合わせについては、(3)のとおり質問書により行ってください。

開催日時：平成30年9月26日（水）10時

開催場所：糸島市立伊都文化会館

申込締切：9月18日（火）17時

申込先：文化課

参加人数：1応募団体2名以内

(3) 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。質問書に記入のうえ、メールで問い合わせください。

受付期間：平成30年9月3日（月）～10月2日（火）17時まで

(4) 募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、質問を提出した応募者及び説明会に参加した応募者に対し、メールにて行います。

(5) 応募書類の受付

受付期間：平成30年10月3日（水）～10月10日（水）まで（開庁日のみ）

受付時間：9時から17時まで（12時から13時を除く）

受付場所：糸島市教育部文化課（糸島市役所新館6階）

受付方法：申請書及び添付書類は、直接持参してください。事故防止のため、郵便等での提出は受け付けません。また、必要な書類が不足している場合も受け付けません。

(6) 一次審査の実施

応募書類により、選定委員会で書類審査を行います。審査結果の通知は、全応募団体へ郵送にて行い、グループで応募の場合は、グループの代表団体宛に郵送します。

(7) 二次審査の実施

一次審査を通過した団体から、応募書類をもとにプレゼンテーションによる説明を受け、総合的な評価を行い、最も評価の高い応募者を指定管理者の候補者として選定します。

候補者の選定結果通知は、応募団体へ郵送にて行い、グループで応募の場合は、グループの代表団体宛に郵送します。

(8) 仮協定の締結

本市は、指定管理者の候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。

(9) 指定管理者の指定

12月議会定例会の議決後に、指定管理者の候補者を次期指定管理者に指定します。なお、この指定を受け、仮協定をもとに正式な協定を締結します。

## 2 応募書類

応募時に次の書類を提出してください。なお、提出書類の規格は、パンフレット等を除き、A4版タテとします。

(1) 指定管理者指定申請書 12部(原本1部、コピー11部)

グループによる応募の場合は、指定申請書の提出に加え、共同事業体協定書(別添様式①)及び共同事業体連絡先一覧(別添様式②)も併せて提出してください。また、書類(2)及び(3)については、構成団体ごとに提出してください。

(2) 事業者に関する書類 12部(原本1部、コピー11部)

ア 団体の概要(別添様式③)

イ 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

エ 登記事項証明書(非法人の場合、団体の代表者の住民票)

オ 平成30年度の事業計画書及び収支計算書

カ 平成29年度の事業報告書及び決算書

キ 平成29年度の貸借対照表及び財産目録

ク 平成29年度の国税、県税、市税、消費税の滞納がない旨の証明書  
(納税義務がない場合は、その旨の申立書(別添様式④))

(3) 申立書(別添様式⑤)

(4) 指定管理に係る提案に関する書類 12部(原本1部、コピー11部)

※添付資料を含め、合計30ページ以内で作成して下さい。ただし、内容に関連した規則は含みませんので、該当の欄に明記の上、(2)イとして添付して下さい。

ア 事業計画書(別添様式⑥)

イ 収支予算書(別添様式⑦)

ウ 管理業務に従事する者の配置及び勤務体制に関する書類(別添様式⑧)

## 第4章 審査に関する事項

### 1 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、「糸島市立伊都文化会館指定管理者選考委員会設置要綱」に基づき「糸島市立伊都文化会館指定管理者選考委員会」を設置し、同委員会の審査に基づき、教育委員会が行います。

ア 一次審査 応募書類により、選考委員会で書類審査を行います。また、提案額を点数化し、書類審査結果に加点します。

イ 二次審査 プレゼンテーションによる説明を受け、選考委員会で審査を行います。上記アの結果を合計して総合評価点を算出します。

## 2 評価基準

### i 応募書類による審査内容

審査項目	審査内容	該当書類	配点
①応募団体の安定性	指定管理等の実績 組織体制の安定性 経営状況、財政基盤の安定性	団体の概要 規則、組織、事業 及び財務等書類	10
②基本方針	施設管理、事業実施の基本的な姿勢 本市、本施設の特徴の把握 公平な利用の確保	事業計画書	10
③管理運営	円滑な管理運営のための取組み 経費縮減の取組み 職員研修の適切な実施	事業計画書	10
④施設・設備の保守	安全かつ快適な利用の確保 施設の現状を踏まえた維持管理 音響設備・備品の管理	事業計画書	10
⑤災害対策	防災体制 災害時の避難場所としての対応 被災時の避難誘導・減災等の計画	事業計画書	10
⑥リスク管理	事案発生時の対応（事故・苦情等） リスク軽減策（保険・セキュリティ等） 個人情報の取扱い	事業計画書	10
⑦利用者サービスの向上	住民が利用しやすい開館時間、休館日の設定 利用者サービス向上の取組み 利用者の声をサービスに反映する仕組み	事業計画書	10
⑧自主事業	文化向上または福祉の増進に有効な提案 実施方法の具体性・現実性 事業の効果に対する具体的な指針	事業計画書	10
⑨収支計画	収支計画の実現性・妥当性 利用料金の採算性・住民配慮 提案額の妥当性	収支予算書	10
⑩人事管理計画	十分な人員確保 適切な職員配置 無理のない勤務体制・業務分担	配置及び勤務体制に関する書類	10
合 計			100

### ii 提案額の点数化

市が予算額を基準に設定した額（以下「基準額」と表記する。）を用いて、次のように

算出します。

A 提案額が基準額以下の場合  $25 + (\text{基準額} \div \text{提案額} - 1) \times 50$  点

※最大で50点とします。

B 提案額が基準額を超える場合  $25 - (\text{提案額} \div \text{基準額} - 1) \times 50$  点

**※0点未満（マイナス値）の場合は二次審査の対象としません。**

iii プレゼンテーションによる審査内容

審査項目	審査内容	配点
①事業に対する熱意	文化向上または福祉増進について 利用者サービスの向上について	10
②運営に対する姿勢	安定した管理運営・施設維持について 市との協力について	10
③提案の魅力・影響力	内容の魅力、面白さ 内容の独自性 市へのメリット、地域への好影響	15
④提案の具体性・整合性	明快に整理され、具体的イメージが湧く説明 矛盾がなく、整合性が取れた説明 事実・データの裏付けがあり現実性がある説明	15
合 計		50

## 第5章 管理の基準

### 1 指定管理者が行う管理運営業務の範囲

#### (1) 指定管理者が行う業務

- ① 会館の運営に関する業務
- ② 会館の施設等の維持管理に関する業務
- ③ 会館の利用の許可に関する業務
- ④ その他教育委員会が必要と認める業務

#### (2) 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

施設及び備品の保守管理（1件当たり8万円未満の修繕及び1件当たり5万円未満の購入を含む）、安全点検、衛生管理は指定管理者の責任とします。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次的責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市に報告しなければならないものとします。

また、施設に対する火災保険は市で加入しますが、施設賠償保険については、指定管理者が加入するものとします。

#### (3) 第三者への再委託の考え方

指定管理者は、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるこ

とはできません。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、当該業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

なお、再委託に関する費用は、指定された団体が委託料から支出することになります。

## 2 経費に関する事項

### (1) 収入

委託料、利用料金、その他の収入は仕様書によるものとします。

### (2) 支出

利用料金、管理経費、修繕費等は仕様書によるものとします。

※収入および支出の過去4年間の実績は別紙4収支実績内訳のとおりです。

### (3) リスク分担

指定管理者が費用及び危険を負担する範囲は、別紙1リスク分担表のとおりです。

#### 【問い合わせ先】

〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市役所 教育部 文化課 文化・図書館係

電話番号：092-332-2093（直通）

FAX : 092-321-0920

mail : [bunka@city.itoshima.lg.jp](mailto:bunka@city.itoshima.lg.jp)